

### 2012年分所得税の主な改定事項

税理士 黒岩哲夫

#### I 事業所得等関係

##### 1. 減価償却

①青色申告書を提出する中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額相当額(一定の制限あり)をその業務の用に供した年分の必要経費に算入することが出来る特例の適用期限が、2014年3月31日まで2年延長された。

②2012年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した割合(改正前:2.5倍した割合)とされた。

なお、この改定については経過措置が設けられている(2011年度の改定事項)。

##### 2. 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除の創設

青色申告書を提出する個人で、本年及び前年において離職者がいないことにつき証明がされたものが、2012年から2014年までの各年のうち、基準雇用者数が5人以上(中小企業者は2人以上)及び基準雇用割合が10%以上であることが証明されるなど、一定の要件を満たせば20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされた。

但し、事業所得に係る所得税額の20%相当額(中小企業者)が限度となる(2011年度の改定事項)。

#### II 譲渡所得

##### 1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

その年の1月1日において所有期限が10年を超える等一定の要件を満たす居住用財産の買換え及び交換を行った場合に、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1.5億円以下に引き下げられた上、適用期限が2013年12月31日まで2年延長された。なお、この改定は2012年1月1日以後に行う譲渡資産について適用される。

##### 2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度

その年1月1日において所有期間が5年を超える等一定の要件を満たす居住用財産及び特定居住用財産の譲渡損失の金額について、一定の要件の下損益通算が認められ、通算後譲渡損失の金額を有する場合には、一定の方法により繰越控除が認められる制度で、本特例の適用期限が2013年12月31日まで2年延長された。

#### III. 2010年度の改定事項のうち、2012年分の所得税から適用される主なもの

##### 1. 生命保険料控除の改組

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額(④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額となる。なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は

最高12万円が限度となる。

表 各生命保険料区分の控除額

保険料の区分	控除額
一般の生命保険料	(1)支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く) ①
	(2)支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く) ②
	(3)支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ③
介護医療保険料	④
個人年金保険料	(1)支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く) ④
	(2)支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く) ⑤
	(3)支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ⑥

【計算式I 新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) × 1/2 + 10,000円
40,001円から80,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) × 1/4 + 20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式II 旧生命保険料または旧個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) × 1/2 + 12,500円
50,001円から100,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) × 1/4 + 25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

#### 〈確定申告書B 記入例〉

確定申告書B 平成24年分の所得税の確定申告書B (FA0028)
住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33
氏名: 保険医太郎
職業: 歯科医
収入金額: 45607880
源泉徴収税額: 10747000
所得金額: 14424192
支払った保険料等の金額: 152000
所得から差し引かれる金額: 198000
合計: 3676320

確定申告書B 平成24年分の所得税の確定申告書B (FA0072)
住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33
氏名: 保険医太郎
収入金額: 19,641,484
源泉徴収税額: 1,724,148
所得の内訳: 事業 19,641,484, 給与 564,850, 雑 55,555
所得金額: 17,692,922
支払った保険料等の金額: 152,000
所得から差し引かれる金額: 198,000
合計: 17,494,922

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入